

報道発表資料

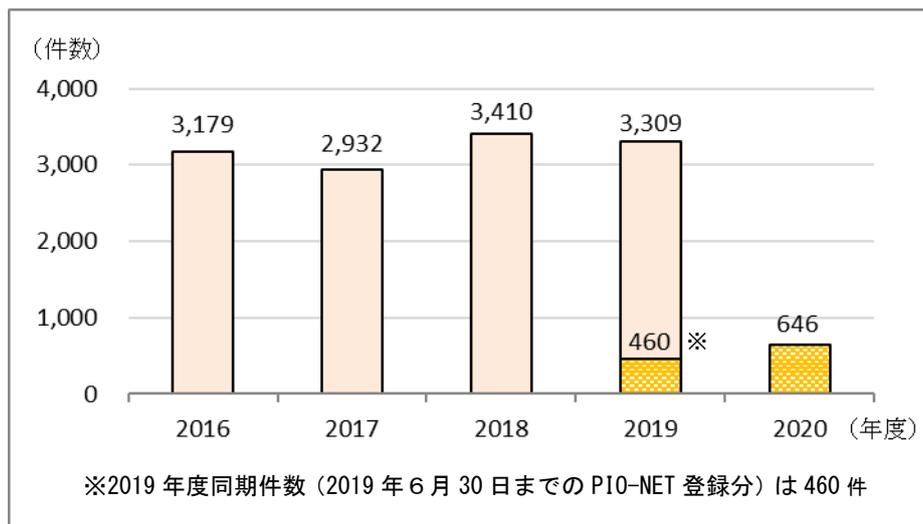
令和2年7月16日  
独立行政法人国民生活センター

**海老で鯛を釣る？ 棚からぼた餅？ “利益誘引型のサイト”**  
-「話を聞くだけで100万円」「当選したので3億円を支援する」などの誘いに注意 -

「相談にのるだけで報酬がもらえる」「当選金を受け取ることができる」などとうたって誘導し、登録後にサービスの利用料金や手続き費用等として高額なお金を請求するサイト（以下、“利益誘引型のサイト”）に関する相談が、全国の消費生活センター等に年間約3,000件寄せられています。利益誘引型のサイトに関する相談では、消費者はメッセージのやりとりをして悩みを聞くだけの副業や、当選金等の受取りに申し込む感覚で気軽にサイトに登録しています。しかしサイトの利用を開始すると、メッセージの送受信等のサービス利用料金や、お金を受け取るために必要な手続き費用等、様々な名目でサイトから次々とお金を請求されます。サイトに指示された通りにお金を支払って手続きをしても、一向に報酬や当選金等を受け取ることはできずトラブルになっています。

そこで最新の相談事例を紹介し、トラブルの未然防止に向けて情報提供します。

図1 PIO-NET<sup>1</sup>にみる“利益誘引型のサイト”に関する相談件数の推移



<sup>1</sup> PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）は、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は、2020年6月30日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

## 1. 相談事例（()内は受付年月、契約当事者の属性）

### 【事例1】「話を聞くだけで100万円」を信じて手続き費用を払い続けたが連絡が途絶えた

インターネットで副業を探していると、お金が儲かるというサイトがあったのでメールアドレスを入力し、無料会員登録した。するとレスキュー隊員の40歳代の男性から「話を聞いてくれたら100万円あげる」とメールが届いた。サイトの報酬担当の女性から「報酬を受け取るためには有料会員登録代として1万円が必要だ」とメールが届いたので、コンビニエンスストアでプリペイド型電子マネーのギフトカードを購入し、コード番号をサイトに伝えた。その日のうちに男性から、「100万円を2回に分けて渡す」と連絡があり、報酬担当の女性から「受け取る金額が高額のため、証明書代としてさらに2万円が必要だ」と言われたので、再度プリペイド型電子マネーのギフトカードを購入し、コード番号をサイトに伝えた。しかしその後男性からの連絡が途絶えたので不審に思い、インターネットでサイト名を検索すると、「悪質である」等の書き込みがあった。騙されたと思うので返金してほしい。

(2020年2月受付 20歳代 女性)

### 【事例2】副業仲間をかたる“サクラ”の「一緒に頑張ろう」「報酬を受け取った」という言葉を信じてポイントを購入した

インターネットで仕事を探している際に副業ができるというサイトを見つけた。副業について詳しく知るためにはメールアドレスの登録が必要だったので登録し、その後“コンシェルジュ”を名乗る者から副業について案内メールが届いた。メールで相談にのるだけで200万円がもらえるとのことで、相談相手を探しているという男性を紹介された。ほかにも私と同じように副業をしているという女性からメールが届き、「一緒に仕事を頑張ろう」と話があったので、安心して自分の氏名や振込先銀行口座などを登録した。その後女性から、「報酬として70万円を受け取ることができた」と報告があり、札束を扇形に広げた写真が送られてきた。私も報酬を受け取りたいと思い、“コンシェルジュ”に相談すると、「報酬を受け取るためにはサイト内で利用するポイントの購入が必要だ」と言われ、2万円分のポイントをプリペイド型電子マネーで支払った。メールで会員IDが付与され、必要事項の入力を求められたので送信しようとしたがエラーになり、「再度ポイントを購入する必要がある」と言われて不審に思った。インターネットでサイトについて調べたところ、「不審なサイトである」等の書き込みが多くみられた。返金してほしいし、個人情報情報が心配だ。

(2020年2月受付 10歳代 女性)

### 【事例3】「携帯一つで稼げる」はずが、お金を受け取るために手続き費用を次々と請求されて支払えなくなった

インターネットで「内職」「在宅」と検索すると「携帯一つで稼げる」とうたうサイトがたくさん表示された。そのうちの一つに登録し、メールで相談にのれば相手から報酬がもらえるという副業を始めた。やりとりをして報酬を受け取る段階になると、サイトから「個人情報の開示に5,000円が必要である」との連絡があったためクレジットカードで決済した。次に「情報開示の手続きのために3万円が必要である」との連絡があった。よくわからなかったが報酬を受け取るためには仕方がないと思い、クレジットカードで決済した。しかしメールアドレスの開示やセキュリテ

イ、文字化け防止の費用としてさらに7万円を請求された。やりとりをしている相手に、「これ以上は支払えないのでやりとりをやめる」と言うと、「何度も相談にのってもらい助かった。これからも相談にのってもらいたいので私もあなたの支払額と同じだけ支払っている。10万5,000円は後で返すのでこれからも相談にのってほしい」と言われたので、7万円もクレジットカードで決済した。その後サイトからパスワードが送られてきて、それを同じように入力して送り返すよう指示があったので従ったがエラーになり、パスワードの再発行に9万円を請求された。もうやりとりと支払いをやめたい。

(2020年2月受付 30歳代 女性)

#### **【事例4】SNSで知り合って相談にのっていた女性にサイトに誘導され、やりとりを続けるためにポイントを購入してしまった**

SNSで知り合った女性に「今後仕事で代理店の取締役になるので不安だ。悩みを聞いてくれればお金をあげる」と言われ、やりとりしていると、「この端末を利用できなくなる。今後は無料のサイトでやりとりしたい」と言われたので従った。しかしそのサイトは無料では利用できず、やりとりを続けるためには有料のポイントを購入しなければならなかった。「話が違う」と女性に伝えると、「あなたがサイトに支払った金額も後で振り込む」と言われた。人助けだと思い、その後もやりとりを続け、総額50万円をプリペイド型電子マネーで支払った。しかし一向にお金は振り込まれず、振り込むよう女性に催促すると態度が変わり、お金を振り込む話が進まない。騙されているのだろうか。

(2019年12月受付 30歳代 男性)

#### **【事例5】「50万円が当選した」とのメールをきっかけに複数のサイトに登録し、お金を受け取るためにポイントを購入してしまった**

1か月前、「50万円が当選した」というメールがスマートフォンに届き、当選金を受け取るためにサイトに登録した。すると女性から「会社に来た人から3,000万円もらった。親に2,000万円あげたので1,000万円残っている。夫に内緒のお金なのでもらってほしい」とメッセージが届いた。クレジットカードでいくらポイントを購入してサイト内でやりとりをしたが、お金はもらえなかった。また別の女性からも「お金をあげる」とメッセージが届いたのでポイントを購入してメールのやりとりをしたが、結局お金を受け取ることはできなかった。その後スマートフォンに見知らぬ男性から、「再婚する予定の女性がいる。女性には9歳の娘がおり、元夫からDVを受けている。娘との接し方を教えてほしい。回答してくれたら、お礼として30万円をあげる」とメールが届き、その男性とメッセージのやりとりをするために別のサイトにも登録した。お金を受け取るためにはポイントを購入して個人情報を開示する手続きが必要だったので、プリペイド型電子マネーでポイントを購入したが、操作に失敗し、開示することができなかった。ポイントを購入するためにプリペイド型電子マネーで4万円、クレジットカード2枚で合計約58万8,000円を支払った。息子に相談して、騙されたことに気がついた。返金してほしい。

(2020年2月受付 50歳代 女性)

**【事例6】「政府指定救済金に当選し、3億円を受け取れる」と信じて手続き費用の支払いを続けてしまった**

スマートフォンに「政府指定救済金に当選したので3億円を支援する」とのSMSが届いたので、記載されていたURLをタップしてサイトに接続し、お金を受け取るために口座情報を入力した。すると、サイトから「口座振込手数料として1,000円が必要だ」とメッセージが届いたので、1,000円で3億円がもらえるならよいと思い、近所のコンビニエンスストアでプリペイド型電子マネーのギフトカードを購入して、サイト内でコード番号を入力して決済した。しばらくすると「送金に問題が発生した」とのメッセージが届き、エラーの復旧やプログラムの復旧費用として15万円を請求された。「エラー解除の費用は3億円と一緒に全額払い戻すので、一時的に立て替えてほしい。3億円を振り込む準備は99.9%完了しており、費用の一時的な負担で3億円を受け取ることができる」と説明されて信用した。エラー解除の費用を請求されるたびに指定された金額のプリペイド型電子マネーのギフトカードを購入して総額約300万円を支払ったが、毎回エラーが発生してしまい、3億円は受け取れていない。3億円を支援すると言いながら私からお金を騙し取っていたのだと思う。今までに支払った費用を全額返金してほしい。

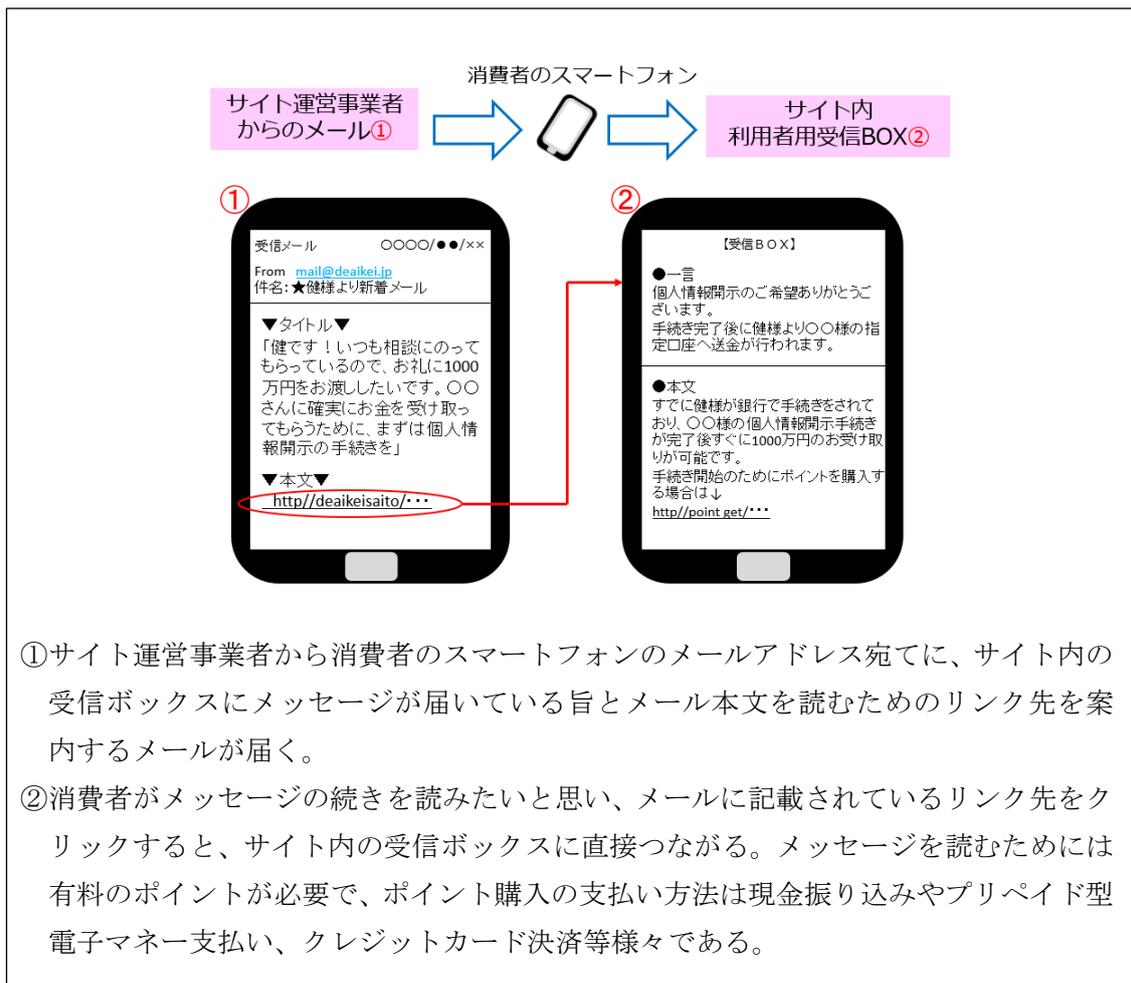
(2020年1月受付 50歳代 女性)

**【事例7】新型コロナウイルスの影響で収入が減ったため在宅ワークができるサイトに登録したが、お金を請求され、報酬を受け取るために支払ってしまった**

新型コロナウイルスの影響で仕事が休みになり収入が減ったため、インターネットで副業を検索し、メッセージのやりとりをして相談にのる在宅ワークができるサイトに登録した。しばらくメッセージのやりとりをしていたところ、サイト運営事業者より、「相談者から謝礼が振り込まれたので報酬を支払う」と連絡がきて口座番号を伝えた。まずは正常に振込ができるか確認すること、翌日に約1,000円が振り込まれたので信用した。その後、「報酬を受け取るためには保証会社に入会する必要がある。通常は7万5,000円の入会費が、お得なキャンペーンで80%オフの1万5,000円になる」と案内された。不審に思ったが報酬を受け取りたかったので、コンビニエンスストアでプリペイド型電子マネーのギフトカードを購入し、記載されている番号をサイト運営事業者に伝えたが、「手続きの制限時間に間に合わなかったためやり直す必要がある」と言われ、追加で5,000円を請求された。収入を増やしたくてサイトに登録したが、このままでは次々にお金を請求されると思い、手続きの辞退と退会を申し出た。支払額を返金してほしい。

(2020年4月受付 20歳代 女性)

図2 “利益誘引型のサイト” を介したメッセージのやりとりの流れ



## 2. 相談事例からみた問題点

### (1) 消費者は知らず知らずのうちにサイトに誘導されて登録している

“利益誘引型のサイト”に関する相談では、消費者は意図せずサイトに誘導・登録させられています。その経緯や登録後のやりとりについて以下のパターンがみられます。いずれのパターンでも消費者はメッセージのやりとりをするだけの副業や、当選金等の受取りに申し込む感覚で、無料で利用することができるものと思い、気軽にサイトに登録しています。

#### ①副業ができるサイトであると認識して登録している【事例1～3、7】

消費者が副業を探そうとインターネットで検索し、「副業ができる」「お金が稼げる」などと表示されたサイトにメールアドレス等を登録し、「相手の話を聞くだけ」「相談にのるだけ」で報酬が得られる業務をする場としてサイトの利用を開始します。相談にのっている相手からのお礼としてお金が支払われるとされているが、受け取るための手続きはサイトを通じて行われるケース【事例1、3、7】、サイト内で出会った相手の相談にのることで、サイト運営事業者から報酬が支払われるとされているケース【事例2】がみられます。

## ② SNS等で知り合った相手に誘導されて登録している【事例4】

SNS等インターネット上で知り合った相手から、「悩みを聞いてくれたらお金をあげる」などと言われ、誘導されてサイトに登録します。やりとりをする場をSNS等からサイトへ変更する理由として、「現在使用している端末が何らかの原因で使えなくなった」「無料のサイトでやりとりしたい」などと言われるケースが目立ちます。

## ③ 当選金や支援金等のお金を受け取ってほしいとのメールがきっかけで登録している【事例5、6】

スマートフォンに「50万円が当選した」「3億円を支援する」など、当選金や支援金等の名目で高額なお金を受け取ってほしいとのメールが届き、消費者はそのお金を受け取るためにサイトに登録し、詳細を聞いたり手続きを進めるための場としてサイトの利用を開始します。お金を支援するという相手や、公的な支援金等を管理する機関からお金が支払われるとされていますが、メッセージのやりとりやお金を受け取るための手続きはサイトを通じて行われます。

### (2) 様々な名目でサイトから次々と請求を受けて高額を支払っても、実際にはお金を受け取ることができない

①～③のパターンともに、消費者は報酬や当選金等のお金を受け取ることができると信じてサイトに登録します。サイトでやりとりを開始すると、メッセージの送受信等サービスの利用に有料のポイントが必要となる場合があり、ポイントを購入するために消費者はサイトに支払いをしています。そのほか個人情報の開示やエラーの解除等のお金を受け取る手続きに必要な費用として、サイトから次々と請求を受けています。請求額が高額であっても、消費者はポイントや手続きの費用を支払わないとお金を受け取ることができないと思い、サイトの指示に従ってプリペイド型電子マネーやクレジットカード等様々な決済手段で支払いをしています。一向にお金を受け取ることができず、サイトへの支払いだけが続く状況となっています。

### (3) やりとりをしている相手に言葉巧みに促されて支払いを続けている

①～③のパターンともに、サイトからの請求が続いて不審に思ったり、経済的に支払いが難しくなっても、相談にのっている相手やサイト運営事業者等やりとりをしている相手から、「サイトへの支払額も含めて後でお金をあげる」などの提案をされることで、消費者はサイトへの支払いは一時的な負担であると思い、支払いを続けてしまうケースがみられます【事例3、4、6】。また「口座振込ができるか確認する」などと言われて、実際に少額のお金が振り込まれることで、約束通りにお金を受け取ることができると思い、その後サイトへお金を支払ってしまうケースもみられます【事例7】。そのほか、やりとりをしている相手から、「あなたの支払額と同じ金額を支払っている」「相談にのってもらえて感謝している」など、消費者の情に訴えるような言葉が届くことで、相談にのることが人助けになっていると思い、やりとりを続けるためにポイントを購入したり、手続き費用を支払ってしまうケースもみられます【事例3】。

#### (4) 様々な立場の人物が次々と登場する“劇場型”の手口が用いられている

①のパターンでは、相談にのっている相手のほか、サイト運営事業者の報酬担当者や、報酬を受け取った実績のある副業仲間等、様々な立場の人物からメッセージが届くことで、消費者は副業としてやりとりを継続すればお礼や報酬として必ずお金を受け取ることができると信じ込み、サイトからの高額な請求に対して疑いを持たずに支払いをしているケースが目立ちます【事例1、2】。

③のパターンでは、最初にやりとりをしていた相手からお金を受け取ることができなくても、「お金をあげる」などのメッセージが別の相手からも次々に届くことがあり、消費者が再び期待をして新たにやりとりを開始することで、支払額が大きくなっているケースがみられます。また一度“利益誘引型のサイト”に登録すると、他にもサイトに誘導するようなSMSやメールがスマートフォンに届くようになり、それらのメールに返信してやりとりを開始することで結果的に複数のサイトを利用することとなり、トラブルが拡大している事例もみられます【事例5】。

### 3. 消費者へのアドバイス

(1) 「相談にのるだけで報酬がもらえる」「自宅で簡単に稼げる」などとうたうサイトに注意しましょう

インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、“利益誘引型のサイト”が紛れている場合があります。簡単にお金がもらえんと思っでサイトの利用を始めることでトラブルとなっでいます。サイト登録時は無料であっでも、登録後にメッセージの送受信をするためのポイントを購入する必要があったり、お金を受け取るために必要な手続き費用等として高額な請求を受けることがあるため、安易に登録しないようにしまっしょう。

(2) メールやメッセージで、「〇〇円が当選した」など簡単にお金をもらえる話をされても返信しないようにしまっしょう

「〇〇円が当選した」「お金を受け取っでほしい」などのSMSやメールに返信すると、お金を受け取るための手続きを装っで“利益誘引型のサイト”に誘導され、トラブルになる可能性があります。簡単にお金をもらえんとのメールやメッセージが届いても返信しないようにしまっしょう。スマートフォンの端末の設定や携帯電話会社のマイページ上の設定で、連絡先に登録していない人からのメール等が届かないようにしたり、通常の受信フォルダと分けることができる場合もあるため、自分の利用状況にあっで設定になっでいるか確認しまっしょう。

またSNS等のインターネット上で知り合っでた相手から「メッセージのやりとりで悩みを聞いてくれたらお金をあげる」などと言われっでサイトに誘導され、やりとりを続けるうちにポイントの購入等でサイトへの支払いが高額になることがあるため、顔の見えない相手とのやりとりは十分に注意するようになっでしまっしょう。

### (3) やりとりをしている相手を安易に信用せず、冷静に判断するようにしましょう

“利益誘引型のサイト”では相談にのっている相手のほか、サイト運営事業者の担当者等複数の人物が登場することがありますが、実際には登場人物が“サクラ”である場合があります。様々な理由で支払いを促すようなメッセージが届いても相手の言葉を鵜呑みにせず、冷静に判断するようにしましょう。またやりとりの内容の記録は、トラブルになった場合に支払額の返金を求めるための証拠となります。サイトを退会するとメッセージを確認できなくなってしまうため、スマートフォンに届いたメールやサイト内のメッセージは、スクリーンショット等をして保存しておくようにしましょう。

### (4) トラブルに遭ったと感じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

“利益誘引型のサイト”を利用して少しでも不審に思ったりトラブルに遭ったと感じたら、最寄りの消費生活センターや警察、各地の弁護士会等へ相談しましょう\*。

※消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

## 4. 情報提供先

本報道発表資料を、以下の行政機関に情報提供しました。

- ・消費者庁消費者政策課 (法人番号 5000012010024)
- ・内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)
- ・警察庁生活安全局生活安全企画課 (法人番号 8000012130001)



## 国民生活センター 公式LINEアカウント

LINE ID : @line\_ncac

[QRコード]を読み取って「友だち追加」!



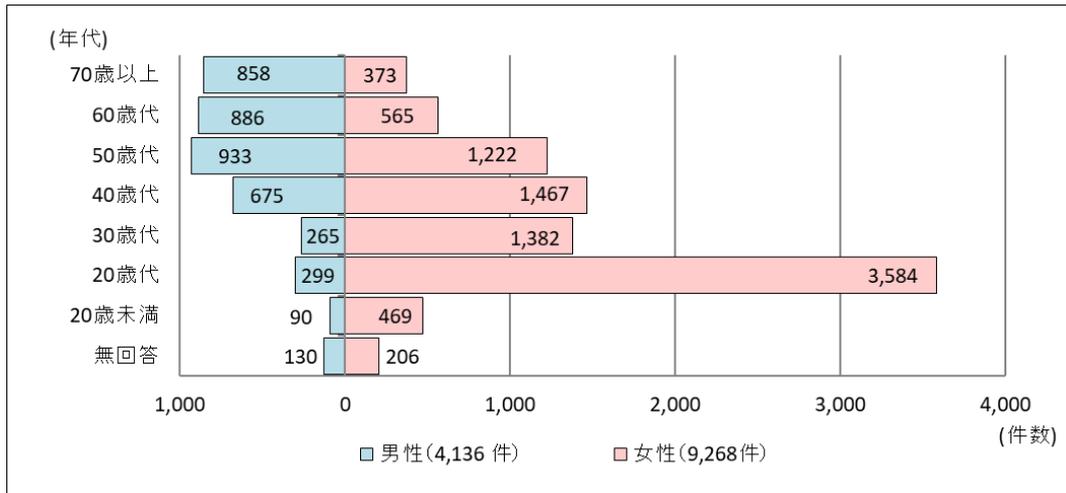


【参考資料】PI0-NET にみる相談の傾向（2016 年度以降）

（1）契約当事者の属性（図3）

契約当事者の性別をみると、男性は4,136件、女性は9,268件で女性からの相談件数は男性からの相談件数の約2.2倍となっています。男性では50歳代、女性では20歳代のトラブルが多くみられます。

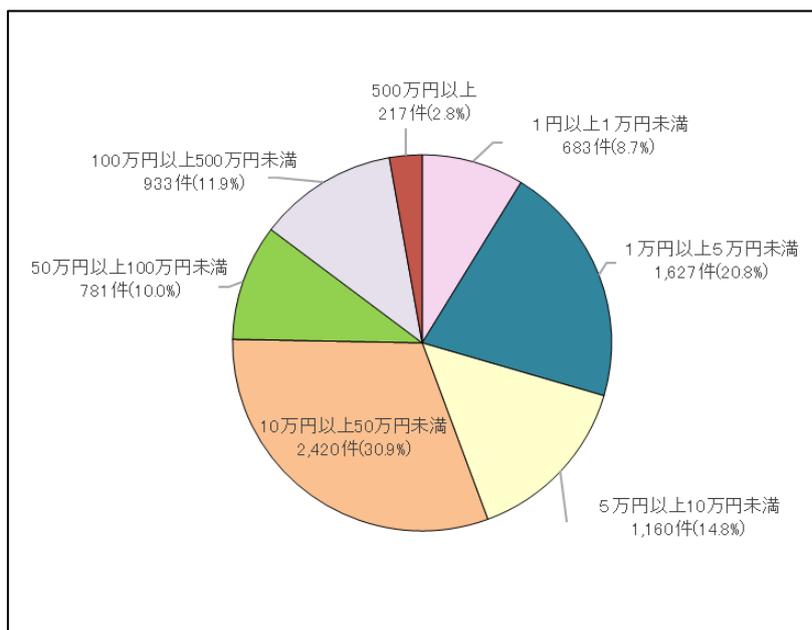
図3 契約当事者の年代・性別ごとの相談件数（n=13,404 性別の不明・無回答等は除く）



（2）既支払金額※（図4）

10万円以上50万円未満（30.9%）、1万円以上5万円未満（20.8%）、5万円以上10万円未満（14.8%）、100万円以上500万円未満（11.9%）、50万円以上100万円未満（10.0%）と続きます。

図4 既支払金額（n=7,821 無回答は除く）



※金額が1円以上のものを集計対象とした。